

コラム

ドイツにおけるシェールとビール

戦略研究ユニット原子力グループ 下郡 けい

先般、筆者は初めて欧州の土を踏んだ。十数時間のフライトを乗り越え、意気揚々と降り立った地は、欧州の雄、ドイツ連邦共和国である。

ドイツ、というと皆様は何を想起されるだろうか。中世が偲ばれる古城、ケルン大聖堂をはじめとする各地の聖堂、東西冷戦の象徴であったベルリンの壁、輸送の重要な役割を担ってきたライン川、最近では広大な敷地に並び立つ風力タービン群・・・と様々な候補がある。しかし、筆者が真っ先に思い浮かべるのは、「ビール」である。

ドイツには、現在も効力を持つ食品に関する法律として世界最古とされる法律が存在する。「ビールは、大麦・ホップ・水・酵母のみを原料とする」と規定する 1516 年にバイエルン公ヴィルヘルム 4 世が制定した「ビール純粋令 (Reinheitsgebot)」である。制定から 500 年近く経っているにも関わらず、国内の醸造業者が大事に守っている当該法令は、ドイツ人のビールにかける情熱の現れなのだろう。

2013 年 5 月 22 日に開催された欧州連合 (EU) 首脳会議で、シェールガス開発に関する協議が行われた。環境問題に対して関心の高い欧州では、シェールガス開発について加盟国間で温度差があり、結果として加盟国の個別の判断で取り組むことが首脳会議で決定された。そのような中、ドイツ政府は 2013 年 2 月に厳しい条件の下でシェールガス開発を許可する法案を公表、規制の策定へ向けて取り組んでいる。2012 年 8 月に公表された地質天然資源連邦研究所の研究によると、現在の技術で開発可能なドイツのシェールガス資源は、2.3 兆立方メートルとされる¹。このドイツでのシェールガス開発に対して、思わぬところから批判が飛び出した。ビール純粋令を遵守するドイツのビール醸造業者たちである。5 月 23 日付の報道²では、ドイツ醸造業者連盟が大臣らに対し、醸造に使用される地下水の汚染が確実に除外されない限り、政府は水圧破砕法に関する法案を成立させるべきではない、という内容の書簡を送付した、と報じられた。

此度のドイツ訪問は、EU の首脳会議、それに続くドイツ醸造業者連盟の反対以前のことであるが、ドイツ国民にとってビールは産業の一つという枠を超え、アイデンティティの一つになっている、ということを強く実感するものであった。どの町でも 21 時頃まで明るい空の下、ビール瓶 (もしくはジョッキ) を片手に毎日大盛り上がり、翌朝には石畳の上にビール瓶の破片が散乱、といった情景が鮮明に思い出される。今年 9 月に予定されている連邦議会選挙を前に、シェールガス開発をめぐる現政権は難しい舵取りを迫られるかもしれない。

以上

¹ Bundesanstalt für Geowissenschaften und Rohstoffe, “Studie zum Schiefergas-Potenzial veröffentlicht”, August 29, 2012.

² Financial Times, May 23, 2013.